国際理解出前講座実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、福島県民等（以下「依頼者」という。）が主催する集会等に国際課の国際交流員を講師として派遣する国際理解出前講座（以下「出前講座」という。）を実施することにより、県民の異文化理解、国際交流を始めとする県の国際化の推進に資することを目的とする。

（対象）

第２条　出前講座は、原則として県内に在住、在勤又は在学する概ね１０人以上の者で構成された団体を対象とする。

（講座内容）

第３条　出前講座の内容は、別に定めるものとする。

（開催時期）

第４条　出前講座の開催時間は、年末年始の休日を除く日の概ね午前９時から午後４時までの間で、３０分から９０分程度とする。具体的な日程等については、国際課と協議して定めるものとする。

（開催場所等）

第５条　出前講座の開催場所は、県内に限るものとし、会場の確保や諸準備及び進行等は、依頼者が行うものとする。

（講師派遣料）

第６条　講師派遣料は、無料とする。ただし、旅費については、依頼者が県関係機関の場合は県の規定により支給する旅費額を負担のうえ庶務システムの手続をとるものとする。それ以外の場合は県の規定により支給する旅費額の範囲内で実費を負担するものとする。

（申込方法）

第７条　依頼者は、出前講座を開催しようとする日の１か月前までに国際理解出前講座実施申込書（様式第１号）を国際課に提出しなければならない。

（決定及び通知）

第８条　国際課は、前条の申込みがあったときは、実施の可否を決定し、依頼者に国際理解出前講座実施可否決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

（講師派遣の制限等）

第９条　次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、講師を派遣せず、又は講座を中止することができる。

(1)　公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。

(2)　政治、宗教又は営利を目的としているおそれのあるとき。

(3)　出前講座の目的に反するおそれのあるとき。

（出前講座の報告）

第１０条　出前講座の終了後、依頼者は、国際理解出前講座報告書（様式第３号）に必要事項を記入し、２週間以内に国際課へ提出するものとする。国際交流員は、復命書を作成するものとする。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は国際課長が別に定める。

　　　附　則

　　　この要綱は、平成３０年１１月１５日から施行する。

　　　附　則

　　　この要綱は、令和２年３月６日から施行する。